伊勢市公報

第 369 号 令和 3 年 3 月 22 日 月 曜 日

. Ha	頁
規 則 ○ 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則	4
の一部を改正する規則	1
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	6
○ 伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について	7
○ 放置自転車等の撤去及び保管について○ 道路の供用開始について	8 10
○ 伊勢市営宇治駐車場の使用料の収納の事務の委託について	11
## # # B A # -	
教育委員会告示 ○ 教育委員会会議の招集について	12
○ 教育女具五五賊の加来に シャで	12
選挙管理委員会告示	10
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	13 14
○ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、 6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	16
農業委員会告示	1.7
○ 農業委員会総会の招集について	17
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について	18
○ 農用地利用集積計画について	19
〇 公示送達	20

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

令和3年3月2日

伊勢市規則第4号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則 第35号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定め

る日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月4日

伊勢市規則第5号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で 定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(令和2年伊勢市規則第40号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第25号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定 居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号及び介護保険法 施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条の2の規定により、次の とおり告示します。

令和3年3月1日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 指定居宅介護支援事業者の名称
 株式会社長岡林業
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地名名 称 居宅介護支援事業所 長岡所在地 伊勢市藤里町 165 番地 19
- 3 指定の年月日令和3年3月1日
- 4 サービスの種類居宅介護支援

伊勢市告示第 26 号

伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号。以下「条例」という。) 第18条の2第1項の規定に基づき、条例第36条の2第1項、第4項、第 5項及び第8項の規定に基づく申告期限を延長します。

令和3年3月1日

- 1 期限を延長する地域 対象地域の限定なし
- 2 延長後の期限令和3年4月15日
- 3 期限を延長する理由 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため。

伊勢市告示第27号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和3年3月1日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が 放置されていた場所等

保管自転車 等の種類	自 転 車 等 を 撤 去 し た 日 時	保管自転車等が放置されていた場所	台 数
自転車	令和3年2月4日 午前9時	宇治山田駅前第5駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	10台
"	11	宇治山田駅前第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	2 台
"	II.	宇治山田駅前第6駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	3 台
"	令和3年2月4日 午前10時30分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	14台
"	令和3年2月4日 午後1時30分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	14台
"	令和3年2月4日 午後3時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	13台
	計		56台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、 伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薗町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション 電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 28 号

道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間 一般の縦覧に供します。

令和3年3月11日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
馬瀬 29-24 号線	馬瀬町字丸山 639 番1 地先から 大湊町字禿松南新田 1250 番1 地先 まで	令和3年3月19日

伊勢市告示第 29 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、伊勢市営宇治駐車場の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年3月15日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者 伊勢市御薗町長屋 1963 番地 株式会社エボリューション 代表取締役社長 山﨑 元
- 2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和3年3月11日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和3年3月19日(金)午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所) 3階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第19号 奨学生の決定について

議案第20号 令和3年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

議案第21号 伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について

議案第22号 伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員 会規則の廃止について 伊勢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定による、 公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人 名簿抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)状況の公表方法等を下記 のとおり定めます。

令和3年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間

自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日

3 公表の時期 令和3年3月

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により、 公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人 名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、次の とおり公表します。

令和3年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜田 節夫

記

- 1 公表に係る閲覧状況の期間
- 自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年 12月 31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 令和2年1月1日

至 令和2年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの(総務省令で定めるものを除く。)

番号	申 出 者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る 選挙人の範囲	申し出者が法人の場合 主たる事務所の所在地	備考
1	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部	全国の有権者を対象に実施す る世論調査の対象者抽出	R2. 5. 26	厚生第2 45人	東京都千代田区大手町1-7-1	第28条の 3第1項
2	一般社団法人 新情報センター	内閣府が実施する消費動向調 査の対象者抽出	R2. 6. 4	神社、浜郷第2 72人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の 3第1項
3	株式会社 百五総合研究所	三重県が実施する「就職氷河 期世代の実態調査」の対象者 抽出	R2. 8. 19	全地区 366人	三重県津市岩田21番27号	第28条の 3第1項
4	一般社団法人 共同通信社	日本世論調査会 世論調査の 対象者抽出	R2. 9. 11	修道第1、宮本第1 小俣第4 36人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の 3第1項
5	株式会社 東京商工リサーチ 津支店	三重県が実施する「令和2年度 防災に関する県民意識調査」 の対象者抽出	R2. 9. 14	全地区 370人	三重県津市栄町1丁目840 グランスクエア津	第28条の 3第1項
6	株式会社 東京商工リサーチ 津支店	三重県生涯現役促進地域連携協議 会が実施する「高年齢者の雇用・ 就業の実態調査」の対象者抽出	R2. 10. 26	全地区 148人	三重県津市栄町1丁目840 グランスクエア津	第28条の 3第1項
7	株式会社 日本リサーチセンター	「嗜好品と社会的意識・地位 に関する調査」の調査対象者 抽出	R2. 11. 12	修道第1、修道第2 明倫第2、宮本第2 24人	東京都墨田区江東橋4-26-5	第28条の 3第1項
8	朝日新聞東京本社世論調査部	政治・選挙などに関する世論 調査の対象者抽出	R2. 11. 13	小俣第2 10人	東京都中央区築地5-3-2	第28条の 3第1項
9	株式会社 東京商工リサーチ 津支店	三重県が実施する「第10回み え県民意識調査」の対象者抽 出	R2. 11. 25	全地区 735人	三重県津市栄町1丁目840 グランスクエア津	第28条の 3第1項
10	株式会社 スクェア三重事業所	三重県が行う電子アンケート 回答者の募集案内送付	R2. 11. 26	全地区 710人	三重県津市島崎町137-48	第28条の 3第1項

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和3年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に 関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総 数の50分の1の数

2,113 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定 する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,604 人

3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,208 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 105,622 人

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第183回総会を次のとおり招集します。

令和3年3月10日

伊勢市農業委員会 会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年3月16日(火)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薗公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第3号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和3年3月15日

指定 番号	工事店名	所在地	有 効 期 間 満了年月日
13	高橋水道ポンプ 店	伊勢市一之木3丁目7番10号	令和3年3月31日
33	テック設備	多気郡多気町土羽 680 番地 7	令和3年3月31日
57	小松工業	度会郡度会町下久具 97 番地 2	令和3年3月31日
75	有限会社 北重工務店	伊勢市二見町三津 479 番地1	令和3年3月31日
160	多気設備	多気郡多気町相可 354 番地	令和3年3月31日
166	有限会社 中西工務店	伊勢市常磐1丁目12番5号	令和3年3月31日
210	日本工業 株式会社	伊勢市津村町 1663 番地 50	令和3年3月31日
325	ひかり住設	松阪市松名瀬町103番地1	令和3年3月31日

伊勢市公告第16号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年3月1日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第17号

公 示 送 達

下記の者の平成31年度及び令和2年度の市民税・県民税納税通知書は、 住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、 受領してください。

令和3年3月12日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住所
省略	省略
省略	省略